ウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款
（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ編）（データ）

令和４年４月１日
株式会社ウィルコム沖縄

目　次

第１章 総則
第１条（約款の適用）
第２条（約款の変更等）
第３条（用語の定義）
第２章ウィルコム沖縄通信サービス(e)ウィルコム沖縄通信サービス(e)の種類
第４条（ウィルコム沖縄通信サービス(e)の種類）
第３章　契約
第１節　ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥに係る契約の種類
第５条（ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥに係る契約の種類）
第２節 一般契約
第６条（契約の単位）
第７条（契約申込みの方法）
第８条（契約申込みの承諾）
第９条（契約者識別番号）
第１０条（ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの利用の一時中断）
第１１条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法）
第１２条（一般契約に係る契約者の地位の承継）
第１２条の２（ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡）
第１３条（一般契約者が行う一般契約の解除）
第１４条（当社が行う一般契約の解除）
第３節 定期契約
第１５条（契約の単位）
第１６条（契約申込みの方法）
第１７条（契約申込みの承諾）
第１８条（定期契約の種別）
第１９条（定期契約の満了）
第２０条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）
第２１条（長期契約割引の取扱い）
第２２条（準用）
第２２条の２（当社が行う定期契約の解除）
第４章 削除
第２３条　削除
第２４条　削除
第５章 ＥＭ ｃｈｉｐの貸与等
第２５条（ＥＭ ｃｈｉｐの貸与）
第２６条（契約者識別番号その他の情報の登録等）
第２７条（ＥＭ ｃｈｉｐの情報消去及び返還）

第２８条（ＥＭ　ｃｈｉｐの管理責任）
第２９条（暗証番号）
第６章 利用中止及び利用停止
第３０条（利用中止）
第３１条（利用停止）
第７章 通信
第１節 通信の区別等
第３２条（通信の区別）
第３３条（電波伝播条件による通信場所の制約）
第２節 通信利用の制限
第３４条（通信利用の制限）
第３５条
第８章 料金等
第１節 料金及び工事に関する費用
第３６条（料金及び工事に関する費用）
第２節 料金等の支払義務
第３７条（基本使用料の支払義務）
第３８条（パケット通信料の支払義務）
第３９条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）
第４０条（手続きに関する料金の支払義務）
第４１条（ユニバーサルサービス料の支払義務）
第４１条の２（電話リレーサービス料の支払義務）
第４２条（工事費の支払義務）
第４２条の２（契約者以外の者による料金の支払い）
第３節 料金の計算及び支払い
第４３条（料金の計算及び支払い）
第４節 預託金
第４４条（預託金）
第５節 割増金及び延滞利息
第４５条（割増金）
第４６条（延滞利息）
第９章 保守
第４７条（当社の維持責任）
第４８条（契約者の維持責任）
第４９条（契約者の切分責任）
第５０条（修理又は復旧）
第５１条（修理又は復旧の場合の暫定措置）
第１０章 損害賠償
第５２条（責任の制限）
第５３条（免責）

第１１章 雑則
第５４条（承諾の限界）
第５５条（利用に係る契約者の義務）
第５６条（電気通信事業者への情報の通知）
第５７条（契約者に係る個人情報の利用）
第５８条　削除
第５９条（法令に規定する事項）
第６０条（閲覧）
第６１条（約款の掲示）
第６２条（合意管轄）
第６３条（準拠法）

別記
１ サービス区域
２ 削除
３ 付随サービスの提供
４ 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務
５ 端末設備に異常がある場合等の検査
６ 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
７ 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等
８ 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
９ 端末設備の電波法に基づく検査
１０ 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
１１ 自営電気通信設備の電波法に基づく検査
１２ 新聞社等の基準
１３ 課金対象パケットの情報量の測定
１４ 当社の機器の故障等により通信料等を正しく算定できなかった場合の取扱い
１５ 端末設備の接続
１６ 自営電気通信設備の接続
１７ インターネット接続機能の利用における禁止行為

料金表目次

通則
第１表 ウィルコム沖縄通信サービス(e)に関する料金
第１　基本使用料
１　適用
２　料金額
第２ パケット通信料
１　適用
２　料金額
第３　削除
第４　契約解除料
１　適用
２　料金額
第５　手続きに関する料金
１　適用
２　料金額
第６　ユニバーサルサービス料
１　適用
２　料金額
第７　電話リレーサービス料
１　適用
２　料金額
第２表　工事費
第３表　付随サービスに関する料金
附則

第１章 総則

（約款の適用）

第１条　当社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、条約附属国際電気通信規則（平成２年６月郵政省告示第４０８号）及び電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款（ＥＭＯＢＩＬＥＬＴＥ編）（データ）（以下「約款」といいます。）によりウィルコム沖縄通信サービス(e)を提供します。

（約款の変更等）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
１ 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２ 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３ ウィルコム沖縄通信サービス(e)	ＳＣ－ＦＤＭＡ方式及びＯＦＤＭＡ方式又はＤＳ－ＣＤＭＡ方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
４ パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
５ パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
５の２　グローバルＩＰアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター等のＩＰアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）を管理及び指定する事業者が割り当てるＩＰアドレス
５の３　プライベートＩＰアドレス	グローバルＩＰアドレス以外のＩＰアドレス
６ ウィルコム沖縄通	次に掲げる事業所

信サービス(e)取扱所	（１）ウィルコム沖縄通信サービス(e)に関する業務を行う当社の事業所 （２）当社の委託によりウィルコム沖縄通信サービス(e)に関する契約事務を行う者の事業所
７ 一般契約	当社からウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
８ 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
９ 定期契約	当社が定める期間において当社からウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供を受けるための契約
１０ 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
１１ 契約者	一般契約者及び定期契約者
１２ ＥＭＯＢＩＬＥ契約	当社からウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供を受けるための契約
１３ 料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
１４ 移動無線装置	ＥＭＯＢＩＬＥ契約に基づいて、陸上（河川、湖沼及び我が国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
１５ 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
１６ 契約者回線	ＥＭＯＢＩＬＥ契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
１７ 契約者回線等	契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備
１８ ＥＭ ｃｈｉｐ	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供のために契約者に貸与するもの
１９ 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
２０ 自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者又は第１６条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
２０の２ 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
２０の３ 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
２１ 削除	削除
２２ 契約者識別番号	電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）に規定する電気通信番号又は

	契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
２３ 消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
２４ ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
２５ 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第５３号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第１１０号）により算出された額に基づいて当社が定める料金

第２章 ウィルコム沖縄通信サービス(e)の種類

（ウィルコム沖縄通信サービス(e)の種類）

第４条　ウィルコム沖縄通信サービス(e)には、次の種類があります。

種 類	内 容
ＥＭＯＢＩＬＥ Ｌ ＴＥ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するＥＭ ｃｈｉｐを装着することにより、ＳＣ－ＦＤＭＡ方式及びＯＦＤＭＡ方式並びにＤＳ－ＣＤＭＡ方式により伝送交換を行うためのものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、パケット通信を行うサービス

第３章　契約

第１節　ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに係る契約の種類

（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに係る契約の種類）

第５条　ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに係る契約には次の種類があります。

（１）一般契約

（２）定期契約

第２節 一般契約

（契約の単位）

第６条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、１の一般契約につき１人に限ります。

（契約申込みの方法）

第７条　一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に提出していただきます。

２　前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

３　前２項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな一般契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する一般契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに準じて取り扱います。

（一般契約の申込みの承諾）

第８条　当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

３ 当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（１）一般契約の申込みをした者が当社のＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの料金その他の債務

の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）前条に基づき提出された契約申込書若しくはその確認のための書類に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。

（３）一般契約の申込みをした者が、第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの利用を停止されたことがあるとき、又はＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（４）第５５条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（５）一般契約の申込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

（６）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

４　当社は、契約者が次の表の左欄に掲げる契約を締結した日から次の表の右欄に掲げる日までの期間（以下「契約適格期間」といいます。）を超えて継続して契約を締結している場合（契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合及び第２０条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて契約が更新又は変更された場合を含みます。）に限り、ＬＴＥプラン（得割）を選択する一般契約の申し込みを承諾します。

一般契約（この欄において、契約を解除すると同時に新たに締結する一般契約を除きます。）	その一般契約を締結した日が属する料金月から起算して２３料金月が経過することとなる月の末日
定期契約（この欄において、契約を解除すると同時に新たに締結する定期契約及び第２０条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて更新又は変更された定期契約を除きます。）	その定期契約について第１９条（定期契約の満了）に規定する契約が満了する月の前料金月の末日

５　契約者が前項に定める契約適格期間に契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合であっても、前項の規定に基づいて定められた契約適格期間が満了する日は変更しません。

（契約者識別番号）

第９条　ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの契約者識別番号は、１の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの契約者識別番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を一般契約者に通知します。

（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの利用の一時中断）

第１０条　当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法）

第１１条　一般契約者は、第７条（契約申込みの方法）第１項に規定する契約申込書の記載事項中、氏名、名称、住所又はその他別記４（１）で定める連絡先（以下「契約者連絡先」といいます。）に変更があったときは、その旨を速やかにウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所又は当社が別に定める連絡方法により届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第９条（契約者識別番号）第３項、第１４条（当社が行う一般契約の解除）第５項、第２５条（ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与）第２項、第３０条（利用中止）第４項、第３１条（利用停止）第２項、第４９条（契約者の切分責任）第２項及び第５４条（承諾の限界）に規定する通知については、当社が届出を受けている契約者連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

２　前項に定める契約者連絡先、当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務については、別記４に定めるところによります。

（一般契約に係る契約者の地位の承継）

第１２条　一般契約者が相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人（以下「相続人等」といいます。）は、相続等をウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に届け出ていただきます。

２　当社は、前項の届出があったときの取扱いを次のとおりとします。

（１）相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に届け出ていただきます。

（２）前号の場合において相続人が２人以上あるときは、そのうち1 人を当社に対する代表者と定めて届け出ていただきます。この場合、当社は当該代表者を契約者とみなして取り扱います。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。

３　相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利及び義務

を承継します。

４　当社は前項の届出があったときは、次の場合、契約を解除します。

（１）一般契約に係る承継により新たにそのＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの契約者になろうとする者がＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）一般契約に係る承継により、新たにそのＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの契約者になろうとする者が、第５５条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（３）第２項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき、又は、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

（４）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡）

第１２条の２　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権（契約者がＥＭＯＢＩＬＥ契約に基づいてウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

３　前項の規定によりウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

４　当社は、第２項の規定によりウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（１）　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲渡しようとする契約者又はそのウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲り受けようとする者がウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲渡しようとする契約者又はそのウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲り受けようとする者が第５５条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。

（３）　第３項で規定する当社所定の書面若しくは当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかった場合、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。

（４）　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲り受けようとする者について、本人確認ができないとき。

（５）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

５　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（譲渡があった日以前のウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務を除きます。）を承継します。ただし、料金表に別段の定めがあるときは、この限りでありません。

６　前項の規定によるほか、ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡前のウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

７　ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡があったときは、譲受人は、料金表第１表第５(手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（一般契約者が行う一般契約の解除）

第１３条　一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う一般契約の解除）

第１４条　当社は、第３１条（利用停止）の規定によりＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第３１条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法（平成１６年法律第７５号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）若しくは会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用の申立て又はその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。

４　当社は、前３項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合であって、以後その一般契約に係るＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

５　当社は、ＬＴＥプラン（得割）が適用されている契約について、データ通信モードによる通信の利用がない料金月が連続して１２料金月を経過することとなるものと認めた場合、その一般契約を解除するものとします。

６　当社は、第１項、第２項又は第５項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

７　当社は、５項の規定にかかわらず、ＬＴＥプラン（得割）が適用されている契約について、令和２年５月１日から令和２年１０月３１日までの間にデータ通信モードによる通信の利用がないものと認めた場合、その一般契約を令和２年１１月１６日以降に解除出来るものとします。この場合において、契約者が法人の場合は解除の対象外となります。

第３節 定期契約

（契約の単位）

第１５条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、１の定期契約につき１人に限ります。

（契約申込みの方法）

第１６条　定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に提出していただきます。

２　前項の場合において、定期契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

３　前２項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな定期契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥに準じて取り扱います。

（契約申込みの承諾）

第１７条　第８条（一般契約の申込みの承諾）の規定は、定期契約の申込みの承諾において準用します。

２　当社は、契約者が契約適格期間を超えて継続して契約を締結している場合（契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合及び第２０条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて契約が更新又は変更された場合を含みます。）に限り、第７種定期契約の申し込みを承諾します。

３　契約者が前項に定める契約適格期間に契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合であっても、前項の規定に基づいて定められた契約適格期間が満了する日は変更しません。

（定期契約の種別）

第１８条　定期契約に係る契約には、次の種別があります。

（１）第１種定期契約

（２）第２種定期契約

（３）第３種定期契約

（４）第４種定期契約

（５）第５種定期契約

（６）第６種定期契約
（７）第７種定期契約

（定期契約の満了）
第１９条　第１種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約及び第７種定期契約においては、その契約に基づいて当社がＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの提供を開始した日を含む料金月（その契約が次条の規定により更新若しくは変更されたものである場合は、その更新日若しくは変更日を含む料金月又はその契約が契約を解除すると同時に新たに締結されたものである場合は、その新たに締結された契約の料金種別が適用される料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を契約が満了する日（以下「満了日」といいます。）とします。

種類	内容
第１種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約及び第７種定期契約	２４料金月

２　第２種定期契約、第３種定期契約及び第６種定期契約においては、その契約に基づいて当社がＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの提供を開始した日を含む料金月の翌月（その契約が契約を解除すると同時に新たに締結されたものである場合は、その新たに締結された契約の料金種別が適用される料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

種類	内容
第２種定期契約、第３種定期契約及び第６種定期契約	２４料金月

（定期契約の満了に伴う契約の変更等）
第２０条　第１種定期契約者及び第７種定期契約者は、その契約の満了日の翌日にその定期契約を更新します。その定期契約を更新するときは、第８条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
２　第２種定期契約者、第３種定期契約者、第４種定期契約者、第５種定期契約者及び第６種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その契約の満了日の翌日に第１種定期契約に変更します。

（長期契約割引の取扱い）
第２１条　契約者は、第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約又は第６種定期契約を締結した際には、その契約の種別に応じてそれぞれ次表に規定する料金額及び当社が別に定める内容及び条件で長期契約割引を受けることができます。

種別	長期契約割引の料金額

第２種定期契約	３６，５７２円（税抜）
第３種定期契約	６６，２８６円（税抜）
第４種定期契約	２８，５７２円（税抜）
第５種定期契約	１７，１４３円（税抜）
第６種定期契約	５４，８５８円（税抜）

（準用）

第２２条　第９条（契約者識別番号）、第１０条（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの利用の一時中断）、第１１条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法）、第１２条（一般契約に係る契約者の地位の承継）、第１２条の２（ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡）、第１３条（一般契約者が行う一般契約の解除）及び第１４条（当社が行う一般契約の解除）は、定期契約について準用します。

（当社が行う定期契約の解除）

第２２条の２　当社は、第７種定期契約について、令和２年５月１日から令和２年１０月３１日までの間にデータ通信モードによる通信の利用がないものと認めた場合、その定期契約を令和２年１１月１６日以降に解除出来るものとします。この場合において、契約者が法人の場合は解除の対象外となります。

第４章　削除

第２３条　削除

第２４条　削除

第５章 ＥＭ ｃｈｉｐの貸与等

（ＥＭ ｃｈｉｐの貸与）

第２５条　当社は、契約者に対し、ＥＭ ｃｈｉｐを貸与します。この場合において、貸与するＥＭ ｃｈｉｐの数は、１のＥＭＯＢＩＬＥ契約につき１とします。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＥＭ ｃｈｉｐを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

（契約者識別番号その他の情報の登録等）

第２６条　当社は、次の場合に、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

（１）ＥＭ ｃｈｉｐを貸与するとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、当社のＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

２　当社は、前項の規定によるほか、第９条（契約者識別番号）第２項（第２２条（準用）によって準用する場合を含みます。）又は第５１条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

（ＥＭ ｃｈｉｐの情報消去及び返還）

第２７条　当社は、次の場合には、当社の貸与するＥＭ ｃｈｉｐに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

（１）そのＥＭ ｃｈｉｐの貸与に係るＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥに係る契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たに契約を締結した場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）

（２）前号に掲げる場合のほか、ＥＭ ｃｈｉｐを利用しなくなったとき。

２　当社のＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのＥＭ ｃｈｉｐを当社が別に定める方法により、当社が指定するウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所へ速やかに返還していただきます。

３　前項の規定によるほか、第２５条（ＥＭ ｃｈｉｐの貸与）第２項の規定により、当社がＥＭ ｃｈｉｐの変更を行った場合、契約者は、変更前のＥＭ ｃｈｉｐを返還するものとします。

（ＥＭ ｃｈｉｐの管理責任）

第２８条　ＥＭ ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、そのＥＭ ｃｈｉｐを善良な管理

者の注意をもって管理していただきます。

２　ＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

３　当社は、第三者がＥＭ　ｃｈｉｐを利用した場合であっても、そのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

４　当社は、ＥＭ　ｃｈｉｐの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

（暗証番号）

第２９条　契約者は、当社が別に定める方法により、ＥＭ　ｃｈｉｐに、ＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号（そのＥＭｃｈｉｐを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＥＭ　ｃｈｉｐの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

２　契約者は、ＥＭ　ｃｈｉｐ暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第６章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第３０条　当社は、次の場合には、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を中止することがあります。

（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）第３４条又は第３５条（通信利用の制限）第２項の規定により、通信利用を中止するとき。

２　前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

３　前２項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、ウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を中止することがあります。この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。

４　当社は、前３項の規定によりウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を中止するときは、あらかじめその旨をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第３１条　当社は、契約者について次のいずれかに該当する事由があるときは、６か月以内で当社が定める期間（ウィルコム沖縄通信サービス(e)の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第２号、又は第３号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に提出していただくまでの間)、そのウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を停止することがあります。

（１）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。

（２）ウィルコム沖縄通信サービス(e)に係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

（３）別記４の規定に違反したとき又は別記４の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

（４）契約者がウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用において第５５条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

（５）別記１５又は１６の規定に違反して契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

（６）別記５若しくは６の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記７に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

（７）別記８、９、１０又は１１の規定に違反したとき。

（８）第４４条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

（９）契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座をウィルコム沖縄通信サービス(e)の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

２　当社は、本条の規定によりウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。ただし、次に定める場合は、この限りでありません。

（１）前項第４号の規定により、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。

（２）前項第９号の規定により、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用を停止するとき。

第７章 通信

第１節 通信の区別等

（通信の区別）

第３２条　通信には、次の区別があります。

通信の区別	内容
データ通信モード	ＳＣ－ＦＤＭＡ方式及びＯＦＤＭＡ方式又はＤＳ－ＣＤＭＡ方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して、パケット交換方式により契約者回線からの通信においては２５Ｍｂｐｓ以下、契約者回線への通信においては７５Ｍｂｐｓ以下で符号の伝送を行うためのもの

（注）この条の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

２　契約者がデータ通信モードを利用して通信を行うために使用するＩＰアドレスには、プライベートＩＰアドレス及びグローバルＩＰアドレスがあります。

３　前項の規定によるほか、契約者は、緊急速報メール（当社が気象庁の提供する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報及び噴火に関する特別警報（気象業務法施行令（昭和２７年１１月２９日政令第４７１号）第４条に定める地震動警報及び津波警報並びに同令第５条に定める気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報をいいます。）に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報をいいます。以下同じとします。）を当社が定める方法により受信することができます。

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第３３条　通信は、その移動無線装置が別記１で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第２節 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第３４条　当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなっ

たときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

（１）次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記１２の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

第３５条　前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はウィルコム沖縄通信サービス(e)の円滑な提供を図るため、当社は、データ通信モードによる通信に関して、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

（１）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

（２）削除

（３）削除

（４）削除

（５）契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（６）契約者が、別記１７に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を
行うこと。

（７）一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

２　当社は前項による規定のほか、データ通信モードによる通信に関して、次の処置をとることがあります。

（１）一定時間内に大量多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者

回線からの通信の利用を中止する処置

３　当社は前２項による規定のほか、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。

４　当社は前３項による規定のほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

第８章 料金等

第１節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第３６条　ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの料金は、料金表第１表（ウィルコム沖縄通信サービス(e)に関する料金）に規定する基本使用料、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

２　削除

３　ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの工事に関する費用は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

第２節 料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第３７条　契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間について、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（２）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上そ	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥについての料金

の状態が連続したとき。	

３　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（パケット通信料の支払義務）

第３８条　契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、料金表第１表第２（パケット通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。なお、算定に使用する情報量は、別記１３の規定に基づいて測定します。

２　契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記１４に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

（定期契約に係る契約解除料の支払義務）

第３９条　定期契約者は、その契約期間中に定期契約の解除があったときは、料金表第１表第４（契約解除料）に定めるところにより契約解除料の支払いを要します。

２　前項の場合において、当社は、事業法施行規則第２２条の２の３第２項に規定する通知を行う場合、契約者が料金表第１表第４（契約解除料）１（適用）（２）ア又はイの規定による契約解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめ電子メール（インターネット・メール・プロトコルに 基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。）又はショートメッセージ（ＳＭＳ）を配信する方法（以下、「電子メール等」といいます。）により通知します。この場合において、通常、契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。

３　前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第４０条　契約者は、ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第５（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第４１条　契約者は、料金表第１表第６（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第４１条の２　契約者は、料金表第１表第７（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第４２条　契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（契約者以外の者による料金の支払い）

第４２条の２　契約者及び契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の同意のもと、契約者のウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者のウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。）の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

２　前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第３節 料金の計算及び支払い

（料金の計算及び支払い）

第４３条　料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第４節 預託金

（預託金）

第４４条　契約者、第１２条（一般契約に係る契約者の地位の承継）若しくは第２２条（準用）の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者又は第１２条の２（ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡）若しくは第２２条（準用）の規定による譲渡に基づきウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の利用に先立って（契約者の地位の承継又は譲渡の場合は当社によるその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

（１）ウィルコム沖縄通信サービス(e)契約の申込みの承諾を受けたとき。

（２）ウィルコム沖縄通信サービス(e)に係る契約の承継の承認を請求したとき。

（３）第３１条（利用停止）第１項第１号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

（４）第３０条（利用中止）第２項の規定による利用中止を受けた後、その利用中止が解除されるとき。

（５）ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡の承認を請求したとき。

２　預託金の額は、１０万円以内で当社が別に定める額とします。

３　預託金については、無利息とします。

４　当社は、そのウィルコム沖縄通信サービス(e)に係る契約の解除又はウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡等により、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第５節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第４５条　契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第４６条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年１４．５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ

いても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第９章 保守

（当社の維持責任）

第４７条　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第４８条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件（昭和６０年郵政省令第３１号）等に適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第４９条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

３　当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧）

第５０条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、２４時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

２　前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第３４条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理又は復旧します。

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第５１条　当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第１０章 損害賠償

（責任の制限）

第５２条　当社は、ウィルコム沖縄通信サービス(e)を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのウィルコム沖縄通信サービス(e)が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、ウィルコム沖縄通信サービス(e)が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのウィルコム沖縄通信サービス(e)に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します（別に料金表に定める場合を除きます。）。

（１）料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金

（２）料金表第１表第２（パケット通信料）１（適用）（４）に定めるフラットが適用されていない場合においては、ウィルコム沖縄通信サービス(e)を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１月当たりの平均パケット通信料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）

（３）料金表第１表第２（パケット通信料）１（適用）（４）に定めるフラットが適用されている場合においては、料金表第１表第２（パケット通信料）１（適用）（４）イに規定する料金額

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、ウィルコム沖縄通信サービス(e)を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

（免責）

第５３条　当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第１１章 雑則

（承諾の限界）

第５４条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係る契約者の義務）

第５５条　契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（２）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（３）故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（４）端末設備若しくは自営電気通信設備又はＥＭ　ｃｈｉｐに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。

（５）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。

（６）位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。契約者は本規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（７）ウィルコム沖縄通信サービス(e)に係る利用権の譲渡を行うときは、第１２条の２（ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡）又は第２２条（準用）の規定により、当社の承認を受けること。

（電気通信事業者への情報の通知）

第５６条　契約者は、第１３条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第１４条（当社が行う一般契約の解除）、第２２条（準用）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者（携帯電話事業者（携帯電話サービスを提供する電気通信事業者をいいます。）、ＰＨＳ事業者（ＰＨＳサービスを提供する電気通信事業者をいいます。）及びＢＷＡアクセスサービス事業者（ＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいいます。）に限ります。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る個人情報の利用）

第５７条　当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別もしくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

２　当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行わないものとします。

３　前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

第５８条　削除

（法令に規定する事項）

第５９条　ウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（閲覧）

第６０条　この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

（約款の掲示）

第６１条　当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に掲示します。

（合意管轄）

第６２条　契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第６３条　この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別記

１ サービス区域

ウィルコム沖縄通信サービス(e)のサービス区域は、別に定める都道府県の区域とします。

２ 削除

３ 付随サービスの提供

（１）請求書の発行

ア 当社は、契約者から請求があったときは、その請求書の発行を廃止する請求をするまでの間、１の料金月につき１の請求書を発行します。

イ アのほか、当社は、契約者又は第４２条の２（契約者以外の者による料金の支払い）第１項に規定する支払者が契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）又は当社が別に定める事由により支払方法が変更となった場合は、請求書を発行します。

ウ 第４２条の２（契約者以外の者による料金の支払い）第２項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。

この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。

エ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたとき又はイ若しくはウに規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第３表に定める請求書発行手数料の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

オ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が請求書の再発行を請求した場合、料金表第３表に定める請求書再発行手数料の支払いを要します。

（２）利用明細の発行

ア 当社は、契約者から利用明細サービスの請求があったときは、その契約者に係るＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの通信料等について、契約者サイトで閲覧を可能にします。

イ アの場合であって、請求書が発行されるときは、その契約者に係るＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの利用明細書を発行します。

ウ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表に定める利用明細手数料の支払いを要します。

エ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が利用明細の再発行

を請求した場合、料金表第３表に定める利用明細再発行手数料の支払いを要します。

（３）支払証明書等の発行

ア 当社は、契約者から支払証明書等の発行の請求があったときは、支払証明書等を発行します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表に定める支払証明書等発行手数料（料金等の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

（４）その他証明書の発行

ア 当社は、契約者からその他証明書の発行の請求があったときは、その他証明書を発行します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表に定めるその他証明書の発行手数料（（３）に規定する支払証明書等以外の証明書の発行に係る料金をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

４ 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

（１）第１１条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法）第１項に規定する契約者連絡先とは、氏名、名称、住所のほか、電話番号、請求書の送付先、メールアドレス又はその他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法をいいます。

（２）当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この項において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった契約者連絡先に係る情報に基づいて行います。

（３）契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、その旨を速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。

（４）当社は、（３）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（５）契約者は、契約者が（３）の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（６）契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、（５）と同様とします。

（７）当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わないこととします。

（８）当社は、当社がその契約者回線について第９条（契約者識別番号電話番号）第３項、第１４条（当社が行う一般契約の解除）第５項、第２５条（ＥＭ ｃｈｉｐの貸与）第２項、第３０条（利用中止）第４項、第３１条（利用停止）第２項、第４９条（契約者の切分責任）第２項又は第５４条（承諾の限界）に定める規定に基づいて書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

（９）契約者は、（３）の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

５ 端末設備に異常がある場合等の検査

（１）当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第３２条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）当社の係員は、（１）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（３）契約者は、（１）の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

６ 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記５の規定に準じて取り扱います。

７ 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種 類	技術基準及び技術的条件
ウィルコム沖縄通信サービス(e)	端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）

８ 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

（１）契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記８において同じとします。）について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜら

れたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

（２）当社は、（１）の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その旨を承諾していただきます。

（３）契約者は、（２）の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

９ 端末設備の電波法に基づく検査

別記５に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。） の電波法に基づく検査を受ける場合

の取扱いについては、別記５の（２）及び（３）の規定に準ずるものとします。

１０ 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記８の規定に準ずるものとします。

１１ 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記９の規定に準ずるものとします。

１２ 新聞社等の基準

区 分	基 準
（１）新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること イ 発行部数が１の題号について、８，０００部以上であること
（２）放送事業者等	放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４号）第２条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
（３）通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（１）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

１３　課金対象パケットの情報量の測定

データ通信モードに係る課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

１４　当社の機器の故障等により通信料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

（１）当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア　イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　過去１年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前１２料金月の各料金月における１日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（２）（１）の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

１５　端末設備の接続

（１）契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあっては、ソフトバンク株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及びウィルコム沖縄通信サービス(e)の契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記１５において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所にその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が別記７の技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第３１条で定める場合に該当するとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別記７の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア　事業法第５０条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）当社の係員は、（３）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（５）契約者が、その端末設備を変更したときについても、（１）から（４）までの規定に準じて取り扱います。

（６）契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に通知していただきます。

１６ 自営電気通信設備の接続

（１）契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、ソフトバンク株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及びウィルコム沖縄通信サービス(e)の契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この別記１６において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所にその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記７の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（４）当社の係員は、（３）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（５）契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（４）までの規定に準じて取り扱います。

（６）契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定めるウィルコム沖縄通信サービス(e)取扱所に通知していただきます。

１７ インターネット接続機能等の利用における禁止行為

（１）削除

（２）（１）のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれ

がある行為

（３）無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為

（４）他人になりすまして各種サービスを利用する行為

（５）他人の著作権、肖像権、商標権、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為

（６）他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為

（７）他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（８）猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為

（９）無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為

（１０）連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）に違反する行為

（１１）インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

（１２）ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

（１３）犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

（１４）（１）から（１３）のほか、法令又は慣習に違反する行為

（１５）売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

（１６）その他、当社サービスの運営を妨げる行為

（１７）上記（１６）までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料金表

通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、料金その他の計算について、次の表に規定するとおりとします。

計算方法
この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

２　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

３　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

（基本使用料の日割り）

４　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りでありません。

（１）料金月の起算日以外の日に、契約者回線の提供の開始があったとき。

（２）料金月の起算日以外の日に、契約の解除があったとき。

（３）料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

（４）料金月の起算日以外の日に、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（５）第３７条（基本使用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（６）第２項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

（７）料金月の起算日以外の日に、ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権等の譲渡があったとき。

５　前項第１号から第５号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第３７条（基本使用料の支払義務）第２項第３号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

６　第４項第６号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）

７　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

（一括請求の取扱い）

８　当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社

が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「ＥＭＯＢＩＬＥ一括請求」といいます。）します。

９　当社は、ＥＭＯＢＩＬＥ一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

（１）ＥＭＯＢＩＬＥ契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。

（２）ＥＭＯＢＩＬＥ契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。

（３）前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

１０　ＥＭＯＢＩＬＥ一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（料金額の通知）

１１　当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

（料金等の支払い）

１２　契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

１３　前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

１４　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

１５　当社は、契約者の１月の支払い額（当社が別に定める料金に係るものに限ります。）が３，０００円（税込）に満たないときは、２月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

　ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りでありません。

（消費税相当額の加算）

１６　この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の臨時減免）

１７　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

１８　当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第１表 ウィルコム沖縄通信サービス(e)に関する料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第３６条（料金及び工事に関する費用）及び第３７条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）基本使用料の料金種別の選択等</td><td>
ア　当社は、下表の左欄の契約に基づいて、ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥを提供します。
<table>
<tr><th colspan="2">契約の種類及び種別</th><th>料金種別</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一般契約</td><td>ＬＴＥプラン（ベーシック）</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥプラン（得割）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">定期契約</td><td>第１種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（にねん）</td></tr>
<tr><td>第２種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト１６００）</td></tr>
<tr><td>第３種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト２９００）</td></tr>
<tr><td>第４種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（バリューセット）</td></tr>
<tr><td>第５種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（バリューセット ライト）</td></tr>
<tr><td>第６種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト２４００）</td></tr>
<tr><td>第７種定期契約</td><td>ＬＴＥプラン（にねん得割）</td></tr>
</table>
イ　ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥには契約の種別ごとに、アの表の右欄の基本使用料の料金種別があります。
ウ　契約者は、あらかじめアの表の契約の種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。
エ　契約者は、本表（２）、（２）の２、（３）、（４）、（５）、（６）、（７）、（８）及び（９）に規定する基本使用料の料金種別について、それぞれの欄に定める料金種別の範囲を超えて、料金種別の変更をする場合、その契約を解除すると同時に新たな料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。
</td></tr>
<tr><td>（２）ベーシックに係る基本使用料の取扱い</td><td>
ア　ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　ベーシックに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>ベーシックに係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（２）の２
得割に係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　得割に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　得割に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>得割に係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
ウ　ＬＴＥプラン（得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、料金表第１表第２（パケット通信料）１（１）の規定に基づいて算定される料金額が発生しない料金月について、２（料金額）に規定する基本使用料の支払いを要しません。</td>
</tr>
<tr>
<td>（３）　にねんに係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　にねんに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　にねんに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>にねんに係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table></td>
</tr>
<tr>
<td>（４）　にねん＋アシスト１６００に係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　にねん＋アシスト１６００に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　にねん＋アシスト１６００に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>にねん＋アシスト１６００に係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（５）　にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　にねん＋アシスト２９００に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>にねん＋アシスト２９００に係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（６）　バリューセットに係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　バリューセットに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　バリューセットに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>バリューセットに係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（７）　バリューセット ライトに係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　バリューセット ライトに係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　バリューセット ライトに係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>バリューセット ライトに係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（８）　にねん＋アシスト２４００に係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　にねん＋アシスト２４００に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　にねん＋アシスト２４００に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>にねん＋アシスト２４００に係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（９）　にねん得割に係る基本使用料の取扱い</td>
<td>ア　にねん得割に係る基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。
イ　にねん得割に係る基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、（１）エに定める場合を除き次の表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>にねん得割に係る契約の解除があったとき。</td><td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td></tr>
</table>
ウ　にねん得割に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、料金表第１表第２（パケット通信料）１（１）の規定に定める課金対象パケットに係る通信が発生しない料金月について、２（料金額）に規定する基本使用料の支払いを要しません。</td>
</tr>
</table>

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
ＬＴＥプラン（ベーシック）	１，６００円（税抜）
ＬＴＥプラン（得割）	４，０７７円（税抜）
ＬＴＥプラン（にねん）	４７７円（税抜）
ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト１６００）	２，０００円（税抜）
ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト２９００）	３，２３９円（税抜）
ＬＴＥプラン（バリューセット）	２，０００円（税抜）
ＬＴＥプラン（バリューセット ライト）	１，５２４円（税抜）
ＬＴＥプラン（にねん＋アシスト２４００）	２，７６２円（税抜）
ＬＴＥプラン（にねん得割）	４，０７７円（税抜）

第２ パケット通信料

１　適用

パケット通信料の適用については、第３８条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">パケット通信料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）パケット通信料の適用</td><td>契約者がプライベートＩＰアドレスの使用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、パケット通信料の適用は、１料金月の課金対象パケットの総情報量について１２８バイトまでごとに１の課金対象パケットとし、２（料金額）に規定する料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>（２）ＬＴＥプランに係る通信利用の制限</td><td>ＬＴＥプランに係る料金種別が適用される契約者の通信について、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。</td></tr>
<tr><td>（２）の２基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用</td><td>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。
１契約者識別番号ごとに月額
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥプラン（得割）</td><td>（１）に規定した料金額</td></tr>
<tr><td>ＬＴＥプラン（にねん得割）</td><td>（１）に規定した料金額</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）　基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用</td><td>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からの（１）の規定によるパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>最大パケット通信料金額</th></tr>
<tr><td>ＬＴＥプランに係る料金種別</td><td>９，５００円
（税抜）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（４）定額支払いによるパケット通信料（フラット）の適用</td><td>ア　契約者がフラットの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、契約者は（１）及び（３）による料金額に代えて、次に定める料金額の支払いを要します。
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>料金額</th></tr>
<tr><td>３，２１９円
（税抜）</td></tr>
</table>
イ　アに定める料金額については、料金表通則４（基本使用料の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。
ウ　フラットの適用の開始は、その契約者回線の提供の開始のあった日か</td></tr>
</table>

らとします。ただし、すでに契約されているＥＭＯＢＩＬＥ契約についてフラットの適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。

エ　当社は、フラットの適用を受けているＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までフラットを適用します。

その契約の解除があった場合	契約の解除があった日
フラットの廃止の申込みが行われた場合	廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日

オ　フラットの適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契約の解除があったＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約に係るフラットは、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結したＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約について、当該料金月内にフラットが申し込まれた場合にあっては、当該フラットは、その翌料金月から適用することとします。

カ　ＬＴＥプラン（得割）又はＬＴＥプラン（にねん得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者について、フラットは適用されません。

（４）の２　ステップグローバルＩＰの適用

ア　契約者がグローバルＩＰアドレスの使用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、（１）及び（３）又は（４）による料金額に代えて、次の表に定めるステップグローバルＩＰの料金を適用します。

１契約ごとに月額

<table>
<tr><td colspan="2">１料金月の課金対象パケットの総情報量が２ギガバイトまでの場合</td><td>３，２１９円
（税抜）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１料金月の課金対象パケットの総情報量が２ギガバイトを超える場合</td><td>２ギガバイトまでの部分</td><td>３，２１９円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>２ギガバイトを超える部分</td><td>２ギガバイトまでごとに
２，０００円
（税抜）</td></tr>
</table>

イ　アの表に定める料金額については、料金表通則４（基本使用料の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。ただし、アの表に代えて、次の表を適用します。

１契約ごとに月額

<table>
<tr><td colspan="2">１料金月の課金対象パケットの総情報量が２ギガバイトまでの場合</td><td>３，２１９円（税抜）を日割り計算した料金額</td></tr>
<tr><td>１料金月の課金対象パケットの</td><td>２ギガバイトまでの部分</td><td>３，２１９円（税抜）を日割り計算した料金額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>総情報量が２ギガバイトを超える場合</td><td>２ギガバイトを超える部分</td><td>２ギガバイトまでごとに
２，０００円
（税抜）</td></tr>
</table>
ウ　ステップグローバルＩＰの適用の開始は、その申込みのあった日からとします。ただし、すでに契約されているＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約についてステップグローバルＩＰの適用の申込みが行われた場合は、申込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。
エ　当社は、ステップグローバルＩＰの適用を受けているＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約について、次の表の左欄に規定する場合には、それぞれ同表の右欄に定める日までステップグローバルＩＰを適用します。
<table>
<tr><td>その契約の解除があった場合</td><td>契約の解除があった日</td></tr>
<tr><td>ステップグローバルＩＰの廃止の申込みが行われた場合</td><td>廃止の申込みが行われた日の属する料金月の末日</td></tr>
</table>
オ　ステップグローバルＩＰの適用を受ける契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合には、ウ及びエにかかわらず、契約の解除があったＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約に係るステップグローバルＩＰは、当該解除があった日の属する料金月の末日まで適用することとし、新たに締結したＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ契約について、当該料金月内にステップグローバルＩＰが申し込まれた場合にあっては、当該ステップグローバルＩＰは、その翌料金月から適用することとします。
カ　ステップグローバルＩＰの適用を受ける契約者は、グローバルＩＰアドレス及びプライベートＩＰアドレスを使用することができます。
キ　ア及びイの料金額を算定するために使用する情報量は、グローバルＩＰアドレス及びプライベートＩＰアドレスを使用して通信を行った情報量とします。
ク　ＬＴＥプラン（得割）又はＬＴＥプラン（にねん得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者について、ステップグローバルＩＰは適用されません。</td></tr>
<tr><td>（５）ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥに係る無線ＩＰアクセスサービス</td><td>ア　契約者は、無線ＩＰアクセスサービス（当社の無線ＩＰ網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
イ　無線ＩＰアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。
ウ　当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
エ　電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</td></tr>
</table>

（６）パケット通信料の減免	次のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。 ア　当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限ります。） イ　その他、当社が別に定める通信

２　料金額

区　分	料金額
ＬＴＥプランに係る料金種別	１課金対象パケットごとに０．０４円 （税抜）

第３　削除

第４　契約解除料

（契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和４年１月３１日をもって廃止しました。）

１　適用

契約解除料の適用については、第３９条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
（１）定期契約に係る契約解除料の適用	ア　第１種定期契約及び第７種定期契約に係る契約解除料は、２（料金額）２－１に規定する額を適用します。 イ　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約及び第６種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、２（料金額）２－２に規定する額を適用します。 ウ　第２種定期契約、第３種定期契約及び第６種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月（以下「契約月」といいます。）の翌月から起算して、解除があった日を含む料金月（以下「解除月」といいます。）までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、１ヶ月とみなします。 エ　第４種定期契約及び第５種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月から起算して、解除月までの月数とします。 オ　エの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第４種定期契約又は第５種定期契約を締結したとき、新たに締結した第４種定期契約又は第５種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。契約月と解除月が同じ月である場合、１ヶ月とみなします。
（２）契約解除料の支払いを要しない場合	契約者は、次の場合には、２（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。 ア　第１種定期契約又は第７種定期契約について、その満了日を含む料金月、その翌料金月又は翌々料金月に当該契約の解除があったとき。 イ　第２０条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第２項の規定に基づき、第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約及び第６種定期契約から変更された第１種定期契約について、その変更があった日を含む料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。 ウ　満了月に第１種定期契約又は第７種定期契約を解除すると同時に新たに契約を締結したとき。 エ　第１種定期契約を解除すると同時に新たに第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約、第６種定期契約又は第７種定期契約を締結したとき。

	オ　第７種定期契約を解除すると同時に新たに第１種定期契約、第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約又は第６種定期契約を締結したとき。 カ　第１種定期契約又は第７種定期契約を解除すると同時に新たに当社が定めるワイモバイル通信サービス契約約款（データ通信サービス編）に規定するデータ通信サービスＢ（Ｐｏｃｋｅｔ　ＷｉＦｉプラン２（ベーシック）に限ります。）に係る契約を締結したとき。 キ　第７種定期契約について、第２２条の２の定めにより当該契約の解除があったとき。

２　料金額

２－１　第１種定期契約及び第７種定期契約

第１種定期契約及び第７種定期契約	９，５００円（税抜）

２－２　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約、第５種定期契約及び第６種定期契約

（１）　第２種定期契約、第３種定期契約、第４種定期契約及び第５種定期契約

		料金額			
		第２種定期契約	第３種定期契約	第４種定期契約	第５種定期契約
		にねん＋アシスト１６００	にねん＋アシスト２９００	バリューセット	バリューセット ライト
経過期間	１ヶ月	３６，５７２円（税抜）	６６，２８６円（税抜）	２８，５７２円（税抜）	１７，１４３円（税抜）
	２ヶ月	３５，４２９円（税抜）	６３，９０５円（税抜）	２８，５７２円（税抜）	１７，１４３円（税抜）
	３ヶ月	３４，２８６円（税抜）	６１，５２４円（税抜）	２７，７４３円（税抜）	１６，８１０円（税抜）
	４ヶ月	３３，１４３円（税抜）	５９，１４３円（税抜）	２６，９１５円（税抜）	１６，４７７円（税抜）
	５ヶ月	３２，０００円（税抜）	５６，７６２円（税抜）	２６，０８６円（税抜）	１６，１４３円（税抜）
	６ヶ月	３０，８５８円（税抜）	５４，３８１円（税抜）	２５，２５８円（税抜）	１５，８１０円（税抜）
	７ヶ月	２９，７１５円（税抜）	５２，０００円（税抜）	２４，４２９円（税抜）	１５，４７７円（税抜）
	８ヶ月	２８，５７２円（税抜）	４９，６１９円（税抜）	２３，６００円（税抜）	１５，１４３円（税抜）
	９ヶ月	２７，４２９円（税抜）	４７，２３９円（税抜）	２２，７７２円（税抜）	１４，８１０円（税抜）
	１０ヶ月	２６，２８６円（税抜）	４４，８５８円（税抜）	２１，９４３円（税抜）	１４，４７７円（税抜）
	１１ヶ月	２５，１４３円（税抜）	４２，４７７円（税抜）	２１，１１５円（税抜）	１４，１４３円（税抜）
	１２ヶ月	２４，０００円（税抜）	４０，０９６円（税抜）	２０，２８６円（税抜）	１３，８１０円（税抜）
	１３ヶ月	２２，８５８円（税抜）	３７，７１５円（税抜）	１９，４５８円（税抜）	１３，４７７円（税抜）

	１４ヶ月	２１，７１５円（税抜）	３５，３３４円（税抜）	１８，６２９円（税抜）	１３，１４３円（税抜）
	１５ヶ月	２０，５７２円（税抜）	３２，９５３円（税抜）	１７，８００円（税抜）	１２，８１０円（税抜）
	１６ヶ月	１９，４２９円（税抜）	３０，５７２円（税抜）	１６，９７２円（税抜）	１２，４７７円（税抜）
	１７ヶ月	１８，２８６円（税抜）	２８，１９１円（税抜）	１６，１４３円（税抜）	１２，１４３円（税抜）
	１８ヶ月	１７，１４３円（税抜）	２５，８１０円（税抜）	１５，３１５円（税抜）	１１，８１０円（税抜）
	１９ヶ月	１６，０００円（税抜）	２３，４２９円（税抜）	１４，４８６円（税抜）	１１，４７７円（税抜）
	２０ヶ月	１４，８５８円（税抜）	２１，０４８円（税抜）	１３，６５８円（税抜）	１１，１４３円（税抜）
	２１ヶ月	１３，７１５円（税抜）	１８，６６７円（税抜）	１２，８２９円（税抜）	１０，８１０円（税抜）
	２２ヶ月	１２，５７２円（税抜）	１６，２８６円（税抜）	１２，０００円（税抜）	１０，４７７円（税抜）
	２３ヶ月	１１，４２９円（税抜）	１３，９０５円（税抜）	１１，１７２円（税抜）	１０，１４３円（税抜）
	２４ヶ月	１０，２８６円（税抜）	１１，５２４円（税抜）	１０，３４３円（税抜）	９，８１０円（税抜）

（２）第６種定期契約

		料金額
		第６種定期契約
		にねん＋アシスト２４００
過間	１ヶ月	５４，８５８円（税抜）
	２ヶ月	５２，９５３円（税抜）
	３ヶ月	５１，０４８円（税抜）
	４ヶ月	４９，１４３円（税抜）
	５ヶ月	４７，２３９円（税抜）
	６ヶ月	４５，３３４円（税抜）

	７ヶ月	４３，４２９円 （税抜）
	８ヶ月	４１，５２４円 （税抜）
	９ヶ月	３９，６１９円 （税抜）
	１０ヶ月	３７，７１５円 （税抜）
	１１ヶ月	３５，８１０円 （税抜）
	１２ヶ月	３３，９０５円 （税抜）
	１３ヶ月	３２，０００円 （税抜）
	１４ヶ月	３０，０９６円 （税抜）
	１５ヶ月	２８，１９１円 （税抜）
	１６ヶ月	２６，２８６円 （税抜）
	１７ヶ月	２４，３８１円 （税抜）
	１８ヶ月	２２，４７７円 （税抜）
	１９ヶ月	２０，５７２円 （税抜）
	２０ヶ月	１８，６６７円 （税抜）
	２１ヶ月	１６，７６２円 （税抜）
	２２ヶ月	１４，８５８円 （税抜）
	２３ヶ月	１２，９５３円 （税抜）
	２４ヶ月	１１，０４８円 （税抜）

第５　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第４０条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（１）手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>料金種別</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>ＥＭＯＢＩＬＥ ＬＴＥの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＥＭ ｃｈｉｐ再発行手数料</td><td>ＥＭ ｃｈｉｐの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなＥＭ ｃｈｉｐの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>譲渡手数料</td><td>ウィルコム沖縄通信サービス(e)利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>払込処理手数料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払を要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）契約事務手数料の適用</td><td>契約者がその契約を解除すると同時に新たに契約を締結したときは、２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払を要しません。</td></tr>
</table>

２　料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	１契約ごとに	３，０００円 （税抜）
ＥＭ　ｃｈｉｐ再発行手数料	１請求ごとに	３，０００円 （税抜）
譲渡手数料	１契約ごとに	３，０００円 （税抜）
払込処理手数料	１書面ごとに	２００円 （税抜）

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第４１条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
（１）ユニバーサルサービス料の適用	ア　契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。 （ア）　料金月の末日に契約の解除があったとき （イ）　料金表第１表第１（基本使用料等）１（２）の２ウ又は（９）ウに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。 イ　ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料金額
ユニバーサルサービス料	２円（税抜）

第７　電話リレーサービス料

１　適用

電話リレーサービス料の適用については、第４１条の２（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
（１）電話リレーサービス料の適用	ア　契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、２（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。 （ア）　料金月の末日に契約の解除があったとき （イ）　料金表第１表第１（基本使用料等）１（２）の２ウ又は（９）ウに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。 イ　電話リレーサービス料については、日割りは行いません。 ウ　２（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

２　料金額

１契約ごとに月額

区　分	料金額
電話リレーサービス料	１円（税抜）

第２表　工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

第３表　付随サービスに関する料金

１　適用

付随サービスに関する料金の適用については、別記３（付随サービスの提供）の規定によります。

２　料金額

区　分	単　位	料金額
請求書発行手数料	１発行ごとに	２００円 （税抜）
請求書再発行手数料	１発行ごとに	２００円 （税抜）
利用明細手数料（契約者が個人であるとき）	１発行ごとに	２００円 （税抜）
利用明細手数料（契約者が法人であるとき）	１発行ごとに	１００円 （税抜）
利用明細再発行手数料	１発行ごとに	２００円 （税抜）
支払証明書等発行手数料	１発行ごとに	４００円 （税抜）
その他証明書の発行手数料	１発行ごとに	４００円 （税抜）

附則
（実施期日）
この約款は、平成２６年８月１日から実施します。
附則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成２７年３月１日以降、第７種定期契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２６年９月１８日から実施します。
附則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成２７年１０月１日以降、ＥＭＯＢＩＬＥ契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２７年１２月１日から実施します。
附則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２８年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年７月１日から実施します。
附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年８月１日から実施します。
附則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年１１月１日から実施します。
附則
（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１月２４日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年７月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年２月１日から実施します。

（特例）

２　この改正規定実施の日において、当社が別に指定する移動無線装置を利用している契約者と当社が認めた場合、ウィルコム沖縄通信サービス(e)の提供を終了します。ただし、この日において、契約者がＥＭＯＢＩＬＥ契約を継続する意思があるものと当社が認めた場合、従前の提供条件により提供します。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったウィルコム沖縄通信サービス(e)等の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年７月５日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年８月１日から実施します。

附則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年１０月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１０月２６日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成３１年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年５月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年５月２０日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年５月２２日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年５月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年５月２０日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１０月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。

附則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。

（契約解除料に関する経過措置）

２　契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

（ウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ編）（データ）の廃止）

２　ウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ編）（データ）は、廃止します。なお、この改正規定の際現に、改正前のこの約款の規定により締結しているＥＭＯＢＩＬＥ契約は、この改正規定実施の日において、ソフトバンク株式会社のＥＭＯＢＩＬＥ通信サービス契約約款（ＥＭＯＢＩＬＥ　ＬＴＥ編）（データ）の規定によりソフトバンク株式会社が締結したＥＭＯＢＩＬＥ契約とみなします。